

新・民法小説（2）コラム

【ソラのノート・その2】（コラム3）

民法小説 小作の争い

（明治32年5月刊）100頁—花村先生からのコピー追加郵送分

1 あらすじ

第1回

毛利久道は中野謙太郎（法律学校生徒）に呼び止められる

中野、法律学校での教員と生徒の関係を批判

「只月謝の代わりに教へやるといふ位なものだ、それで学生も亦月謝だけ習へばよろしいといふ考（かんがへ）でおる」（4頁）。「今は支那どころか西洋へ遊学して学者は多いが、一身の行（おこなひ）にとりては人の手本となるよふな人は実は少ない、...

そんな人が中学校とか大学校とかの教員になるから学者を仕立てることは出来るけれども、行状正しい人を仕立てることは六（むつ）ケしいのである」（8頁）。「只日本のことは神代（かみよ）が何やら知らないで、少しばかり西洋のことを聞齧（かじ）りして学者ぶつても、人が笑ひこそすれ服しはせぬ、早いところが自分の親の顔を知らないで、隣の親爺（おやじ）の顔を能（よ）く知っているとして自慢して見玉（たま）へ、それこそ人は発狂者（おおばか）とて相手するものはない」（8頁）

中野、民法制定の経緯を語る

治外法権の話、フランス民法を日本の法律にする話など

箕作麟祥（みつくり・りんしょう）の反対論

「一国に法律を定むるには、第一に習慣に依らねばならぬ、それで日本に法律を定むるには、十分に日本の習慣を取調べた上で、外国の法律と照し合せて、道理に合っておるか、合はぬかを研究して、然る後に、法律を定むべきものである」（15-16頁）

「（民法も商法も）何れも十年余りして、出来上がったけれども、日本の人情風俗も知らぬ、外国人の手で出来たもので、日本の人の満足するよふな法律ではない、日本にも十四五年前とは違ふて、法律博士も沢山にあるから、日本人の手でこしらへた」（17頁）

第2回

毛利、小池利兵衛を訪問

毛利、「秋の月」は本当に悲しいかを論ずる

「人が月を見れば悲しくなる、花を見れば気が浮て、愉快になると言へば、成程そふかと思ひ詰むるから、月を陰気なものとしておる、是は皆人真似といふもので、迷の親玉じゃ、日本でも、支那でも、学問が出来て、人の上に立つ人が、皆此（この）人真似をする、却つて中等以下に少ないのが奇妙だ、又西洋でも、其通りじやと聞ている、さふして見ると、学問した先生方よりは、学問をせぬ人の方が、却て心を確乎

(しっかり)持っているようだ」(22頁)

中野も来訪、毛利、中野に民法の必要性を問う。毛利が答える

「日本では法律学の研究が、明治になつてからで、まだ年が若いので、下宿屋の2階で権利とか、義務とか八か間敷(やかましく)いふから、法律家といへば理屈ばかりをいうものと心得ておる、それで法律書生を、東京では理屈屋といふ、けれども、国といふものが有て、政府が有る以上は、人民を治むるに付ては、必らずなければならぬものである」(33頁)

毛利、法律と道德の關係を問う

毛利「法律家は道德といふことは少しも顧りない様だねへ」

中野「併し法律家といふても、道德といふことは常に考へている」

毛利「法律家のいふ道德とはどんな物だ」

中野「君、道德といふに付ては、法律家も儒者も仏者も皆同じことさ」(34-36頁)

中野、刑法と民法の違いを説明する

「民法の方は必ず一方から訴へをせねばならぬ、それで原告人(被告人の誤記か—大村)は、矢張一方の相手になつて、契約をした者でなければならぬ、だから金銭の借主が、返済すべき期限に、支払をしないでも、憲兵や、警察官が来て早く払へともいはず、又捕縛することもせぬ、只当事者の一存に任せおくのである、それで刑法の方は知らぬでも済むが民法の方は心得て置かぬと、君方は非常な損をすることがある」(38-39頁)

中野、時効制度を批判する

「詰りは取得時効は、正直な者に不利益で、阿呆や大悪人を、保護することになる、又消滅時効に付ても、同じことである、人から金銭を借りたときは、期限前に礼を言ふて、持てゆくのが当然だ」(54頁)「無暗に貸主をして催促をせよと命ずるのは僕の感服せぬ所だ、立法者が仏国とか英国とかの法律に時効があるので、日本にも時効を設くる必要があるとするは立法者の見識が足らぬ」(56頁)

第3回

小池宅に百姓たちがおしかける

凶作を理由に小作料の減額を求める 代理人の権助が悪いらしい

第4回

権助、三百代言の佐野を頼る

中野、権助を訪ね、小作証書を取り戻す

第5回

中野、百姓たちの求めに応じて、民法を説明

百姓「大勢の者も、法律といふことだけは、たびたび耳にしては居ますが、法律というものは、何か道具見たやうな考へをしていおるものもある」(83頁)

中野、不可抗力による減収の場合を説明

「小作料を全免して呉れとか、または減額(まけ)てくれとか云ふことはならぬ…地主の身になると、元金に利息が取れぬ上に、一切の諸掛金を上納するから、非常な損である、それが不作のときには、小作人が我儘勝手なことを云ふが、豊年のときは、

平年の二割増とか、三割増とかにせい、地主に支払をするかといふとなかなかそふではない、少し皆さんの、耳に弾くかも知らんが、皆さんも何時までも、小作人ではない、後々は大地主にならるるお方ですから、地主になつて心持で、聴てもらはぬといけない」(89-90頁)

「小作人は、其小作権を放棄することが出来る、若しも右の場合でも、一端約束した年限は小作して、小作料を全額(みな)払はねばならぬといふと、それこそ、小作人のために無理な法律である、法律は地主に利益であるとか、小作人に不利益とか、片蟲屑をするものではない」(91頁)

2 感想

法律学校や立法(方法・内容)に対する批判が面白い。

法律と道德の関係、法学者とその他の人の関係も。

学者に対して批判的。ちょっとポピュリズム的。

【暁月のレポート・その1】(コラム4)

民法典普及のための出版物

はじめに

日本では第2次世界大戦の直後、米軍の占領下で空前の英語ブームがあったという。1946年2月1日から始まったNHKラジオの『英語会話教室』は人気番組で、♪カム・カム・エブリバディ〜という歌が多くの人に口ずさまれたという。英語の普及にとって、ラジオは重要な媒体であった。

明治30年代(1900年前後)の日本における民法典の普及について同様の役割を果たしたものとして、私は、専門書以外の各種の出版物の存在を挙げたい。本レポートにおいては、そのうち『民法小説』と題された「小説」を中心に置き(第1章)、あわせて、そのほかの出版物のいくつかについて言及することとしたい(第2章)。そして、最後に、明治日本の法律家以外の人々が、どのように民法典を受け止めていたかについて、若干の考察を付け加えることとする。

第1章『民法小説』と『駸々堂』の歴史

『民法小説』は、駸々堂という出版社が発行した「小説」である。発行されたのは明治32年(1899年)1月で、明治民法が施行されてから半年後のことであった。私は偶然に、この本のことを知ることになったが、「民法小説」と題する小説が存在することは、私にとっては大きな驚きであった。小説の内容については後で紹介することにして、まず、この本の著者と出版社について紹介しておきたい。

『民法小説』の著者は大淵渉、発行所は駸々堂という出版社である。駸々堂は2000年に倒産した出版社・書店であるが、明治14年(1881年)創業の老舗出版社であった。大淵渉

はその創業者である。なお、駸々堂には駒敏郎『心齋橋北詰——駸々堂の百年』と題された百年史がある。以下の記述は、主としてこの文献によるものである（以下、百年史と略称する）。

もともと百年史と言っても、1881年から1981年までの歴史が均一に説かれているわけではなく、明治期を対象とする第1部・第2部は初代・大淵渉の一代記として書かれ、もともとは上巻として1986年に刊行されていたようである。第3部は、大正期と昭和戦前期を中心にしているが、二代目・伝吉郎、三代目・善吉の時代を扱っており、善吉が没した昭和36年（1961年）を終点としている。つまり、創業80周年までの歴史が記されているにとどまる。当然のことながら、倒産に至る20世紀の最後の20年については、何も書かれていない。

駸々堂が開店した時代がどんな時代であり、創業者の大淵渉がどんな人物であったのかについて一言触れておくことは、『民法小説』が書かれた背景を明らかにする一助になるだろう。ここでは社史の記述から2点を拾っておく。

社史を起稿するにあたり、著者は巻頭に「一覧の広告」を掲げている。明治15年4月1日付の「朝日新聞」に出された「絵入人情 美也子新誌」の広告である。この広告はわずか180字の小さなものだったが、これが駸々堂の出版活動を伝える最も古い資料だという。著者によると、この日の「朝日新聞」にはタブロイド全4頁に19件の広告が掲載されていた。その中で「日本立憲政党新聞」の広告—発行停止が解けたので再発行が始まることを告げるもの—に、著者は注目を促している。著者は次のように述べている。「明治14、5年という年は、自由民権運動が最高潮に達した年だった。前年の14年には北海道開拓使の官有物払い下げ事件に世論の批判が高まり、ついで9年後に国会を開設するという詔書が出た。東京では板垣退助を総理とする自由党が結成された。その別動隊として、副総理の中島信行を中心に大阪の民権家たちが結集したのが、日本立憲政党である。」（百年史11-12頁）なお、日本立憲政党新聞は明治21年に大阪毎日新聞と改題されたという。

では、大淵渉自身は民権運動に対してどのようなスタンスをとったのだろうか。百年史にはこの点にも触れている。明治16年に大淵渉は、前年におきた福島事件の『傍聴筆記』8編を刊行している。7月19日から9月1日まで40日余の公判は世間の注目を集め、第1編3000部はたちまち売り切れ、1ヶ月後には再版されたという。ほかにも女流民権家の岸田俊子の本を出版条例違反の危険を承知で刊行している。百年史の著者によれば、「一連の出版物には『民権の季節』に燃やした大淵渉三十歳の、情熱のほとばしりが籠められているである。」（百年史75頁）

大淵渉が民権への情熱だけで出版業を営んでいたわけではないことは後述する通りであるが、人々の民権運動への広範な関心が大淵の出版を支えたというだけでなく、大淵自身もまた民権運動の大きな流れの中に一少なくともその周辺に一あったことには、注目しておく必要があるだろう。